



# るもい労働衛生通信 [vol.5]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

## 第10次粉じん障害防止総合対策

### ★ 総合対策の推進期間

令和5年度から令和9年度まで（5か年）

### ★ 総合対策の重点事項（6項目）

- 1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
- 2 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- 3 アーク溶接作業と岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策
- 4 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- 5 じん肺健康診断の着実な実施
- 6 離職後の健康管理の推進

事業者が重点的に講ずべき措置の詳細はこちらから↓



## 第74回全国労働衛生週間

目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場

期間:令和5年10月1日～令和5年10月7日

準備期間:令和5年9月1日～令和5年9月30日



### ★ 全国労働衛生週間の目的

労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること

### ★ 全国労働衛生週間中に各事業場が実施する事項（5項目）

- 1 事業者又は総括安全衛生管理による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



準備期間中に実施する事項は  
令和5年度全国労働衛生週間実施要綱で示されています。  
左の2次元コードからチェック！



# 新たな化学物質規制について 【令和5年4月1日施行の事項・その1】

化学物質による労働災害を防止するため、**労働安全衛生規則等の一部**が改正されました（**令和4年5月、令和5年4月、令和6年4月に順次施行**）。

**事業者をはじめとする関係者の皆様へ**、改正の内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

## リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

### ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

## ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



**番号が選択すべき手段の優先順位を表します！（ばく露低減効果が高い順）**

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、**健康診断の記録を作成し、5年間保存\***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

## リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、**記録を作成し、3年間保存\***することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメントの対象物は、**労働安全衛生法第57条の3**でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質のこと

キーワードは2つ！

- 1 **リスクアセスメント**
- 2 **CREATE-SIMPLE**

事業者が行うべきこと

□ 事業場で使用している化学物質のSDSに基づき、**リスクアセスメント**を実施すること

□ リスクアセスメントの結果から、**適切なばく露低減措置**を選択し、**実施**すること

←厚生労働省リーフレット「新たな化学物質規制が導入されます」から引用

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL : 0164-42-0463)までお問い合わせください。